

## 世田谷区公用車による環境負荷を低減するための方針

自動車使用に伴う排出ガス等による公害及び温室効果ガスの排出を抑制し、環境負荷を低減することを目的に、世田谷区が自ら率先して、地域の環境配慮行動を促進するとともに、関連する環境法令を遵守するため、公用車購入時等と日常の公用車使用についての方針を定める。

### 1 公用車購入時等

#### (1) 方針

- ①公用車に低公害かつ低燃費な車両を導入する。
- ②本方針の期間中において、公用車の総台数を減少させる。
- ③以上の取組みにより、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」第35条による低公害・低燃費車の導入義務（以下「東京都低公害・低燃費車導入義務制度」という。）を遵守する。

#### (2) 実現手法

- ①新規購入又は買い替え時に、原則として、低公害かつ低燃費な車両を選択し、令和9年3月31日までに東京都低公害・低燃費車導入義務制度に定められている「特定低公害・低燃費車」を、当該制度の換算率に基づき、使用自動車のうち35%以上導入する。
- ②公用車のうち、乗用車については、令和9年3月31日まで東京都低公害・低燃費車導入義務制度に定められている「特定低公害・低燃費車」に該当する「電気自動車」「燃料電池自動車」「プラグインハイブリッド自動車」「ハイブリッド自動車」を、当該制度の換算率に基づき、使用乗用車のうち80%以上を維持する。
- ③組織改正時等における公用車の適正配置を行う。

#### (3) 導入する低公害かつ低燃費な車両の基準

原則として、「東京都低公害・低燃費車導入義務制度」の規定に該当する車両を導入するものとする。

なお、車両使用の目的に合致する適当な車種がない場合等は、可能な限り燃費性能及び排出ガス性能のよい車両を選択するものとする。

### 2 日常の公用車使用

#### (1) 方針

- ①不要不急の公用車使用を控える。
- ②公用車を使用する必要があるときは、より低公害な公用車を積極的に利用することに努める。
- ③環境に配慮した運転を徹底する。

#### (2) 実現手法

- ①物品の運搬や緊急時、その他必要がある場合を除き、公用車の使用を控え、できるだけ、徒歩、自転車または公共交通機関を利用する。

- ②急発進、急加速を控えるとともに、アイドリングストップなど、エコドライブを実践する。
- ③毎週水曜日を基本に職場の実態に即して週1回、ノーカーデーを実施するよう努める。

### (3) 運用管理方法

「世田谷区自動車の管理等に関する規程」の庁有車使用実績簿又はそれに準じる様式により、各課長が管理を行う。

## 3 適用時期等

### (1) 適用時期

令和4年4月1日から適用する。

また、適用の期間は、「東京都低公害・低燃費車導入義務制度」の達成期限である令和8年度末までとし、関連する環境法令の動向、その他社会状況を踏まえて適宜見直しを行う。

### (2) その他

区が出捐する財団法人・社会福祉法人等については、本方針の趣旨を周知し、自動車による環境負荷の低減の推進を求めていく。

区民・事業者等に対しても、可能な範囲で協力要請を行っていく。

## 4 その他

この方針は、平成17年4月1日より施行する。

この方針は、平成19年4月1日より施行する。

この方針は、平成22年4月1日より施行する。

この方針は、平成24年10月1日より施行する。

この方針は、平成28年4月1日より施行する。

この方針は、平成30年4月1日より施行する。

この方針は、令和2年11月1日より施行する。

この方針は、令和4年4月1日より施行する。